

## 仕様書（案）

### 1 件名

平成26年度食料生産地域再生のための先端技術展開事業における研究課題の進行管理調査等に係る業務委託事業

### 2 事業の目的

「食料生産地域再生のための先端技術展開事業」（以下「先端技術展開事業」という。）は、東日本大震災により被災した地域の復興を加速し、同地域を新たな食料生産地域として再生することを目的として、産学官に蓄積されている多数の農林水産分野の先端技術を組合せ・最適化するための大規模な実証研究を行っている。

先端技術展開事業は、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定）や被災地域の復興計画等を踏まえて推進しており、毎年度の研究実施計画の決定に際し、復興の基本方針や被災県等の復興計画等に留意することや、研究成果を被災地域の関係者や国民各層に分かりやすく説明することなどが先端技術展開事業の実施要領に規定されており、被災地域への速やかな研究成果の普及が求められている。

このため、先端技術展開事業を運営するため、技術的な専門知識を有する外部専門家が、研究の進捗状況を把握・分析調査し、必要に応じた助言・指導等を行い、研究課題ごとに効率的・効果的に進行管理調査等業務を外部委託により実施する。

### 3 事業の内容

食料生産地域再生のため先端技術展開事業における研究課題の進行管理調査等に係る業務委託事業として、平成26年度に実施する研究課題（48研究課題）について、研究の進捗状況を把握・分析調査し、必要に応じた助言・指導等を行うため、総括プログラムオフィサー（農林水産技術会議事務局に所属し、各研究課題の進行管理を行う者で農林水産技術会議事務局長が指名した者。以下「総括PO」という。）をサポートする専門プログラムオフィサー（以下「専門PO」という。）を選定・配置するとともに、研究課題の進行管理調査等を効果的・効率的な手法及び実施体制をもって行う。

[具体的な実施事項]

#### (1) 専門POの配置（想定20名）

専門POについて、平成26年度の実施研究課題の研究分野[※1]を踏まえ、研究課題の研究の進捗状況の把握分析等、総括POによる進行管理を支援するにふさわしい研究経歴等を有する者[※2]を調査の上、候補者として選定し、委託者の承認を得た上で受託者の非常勤契約社員等[※3]として配置する。また、機関に所属する者を専門POとする場合は、所属機関との調整を行った上で、研究課題ごとに配置するものとする。なお、原則、平成25年度に配置した専門POは引き続き配置することを基本とし、専門POの情報は、落札者の決定後、落札者に提供する。

※1 現在、実施している「食料生産地域再生のための先端技術展開事業」の研究課題等の各種情報は、本事業のホームページに掲載している平成25年度研究課題一覧を御覧ください。

本事業のホームページ：

[http://www.s.affrc.go.jp/docs/sentan\\_gijyutu.htm](http://www.s.affrc.go.jp/docs/sentan_gijyutu.htm)

※2 大学、研究型独法、公設試験場、民間企業、団体（公益法人等）などで進行管理対象となる研究課題について、研究者等と競合関係が生じない者であること。さらに、以下の条件になるべく複数当てはまる者を選定すること。

- ・自ら研究を実施した経験と相当の研究実績を有する者
- ・研究管理の経験を有する者

※3 雇用契約を結び非常勤契約社員として雇用することを原則とするが、請負契約等により配置することも可。

## (2) 専門P Oの業務

専門P Oは、担当研究課題について責任をもって通年、研究動向等の調査及び進行管理調査等を行い、委託者、研究代表者と連携を図りながら以下の業務を行う。

### ① 研究動向等の分析調査・情報収集・提供

担当する研究課題に係る研究動向等の調査及び情報収集等を行い、総括P Oや研究代表者等に対して必要に応じた情報を提供する。

- ・各研究課題の研究全体計画及び毎年度決定する研究実施計画書の研究目標や研究内容等に基づき、提案された手法による研究動向等（研究の進捗状況及び研究課題に関連する情報等）の把握・分析調査と必要に応じた現地調査等（最低年4回）の実施
- ・研究進捗状況等について把握・分析調査した結果は、毎月取りまとめ、総括P Oに報告する。

### ② 研究実施機関への助言・指導等

- ・各研究課題について、総括P Oからの指示に基づく対応
- ・岩手県・宮城県・福島県の農業・農村型実証研究及び岩手県・宮城県の漁業・漁村型実証研究に係る運営委員会（研究実施計画書案の策定等を行うために、農林水産省が5つの委員会を年2回開催予定）、各研究課題の研究推進会議（研究機関が年3回開催予定）等への出席及び助言・指導
- ・各研究課題について、運営委員会からの改善方針及び助言等に基づく研究実施計画の改善点の指導及び見直しの確認
- ・各研究課題の研究実績報告書等の査読及び所見の作成
- ・研究実施機関が行う研究成果の取扱い及び公表等に関する助言・指導

### ③ その他

総括P Oをはじめとする委託者側の担当者との連絡調整

## (3) 専門P Oの活動に係る人件費・旅費等

① 専門P Oが活動することにより生ずる人件費等について、受託者側の給与規程等に基づき支払う。

② 専門P Oが活動することにより生ずる旅費について、受託者側の旅費規程等に基づき支払う。

③ その他、専門P Oが活動することにより生じる諸経費について、専門P Oが負担することがないように、その実費等を支払う。

## (4) 専門P Oの活動環境

### ① 場所の確保

専門P Oが、必要に応じ会議及び打合せ等ができるようにする。

② 事務機器の利用

専門 P O が、受託者の複写機等事務機器を利用できるようにする。

③ その他の環境整備

専門 P O が効率化・効果的に業務を推進できるように、インターネット等の環境を整える。

(5) 専門 P O の管理

総括 P O と専門 P O との円滑な連絡調整及び専門 P O の業務管理を行うため、受託者側に「専門 P O 管理者」を置く。

4 事業の実施期間

委託契約締結の日から平成 27 年 3 月 27 日（金）までとする。

5 調査結果の報告

実施結果について、取りまとめた報告書 1 部

6 平成 25 年度の調査報告書等の閲覧

入札希望者から申出があれば、本事業に係る平成 25 年度の調査報告書等を参考資料として閲覧できるものとする。

(1) 閲覧場所 農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課  
(本館 6 階ドア No. 673)

(2) 閲覧期間 入札公告期間中の午前 10 時～午後 5 時  
(ただし、行政機関の休日を除く。)

7 その他

(1) 入札参加者は、本仕様書のほか、「食料生産地域再生のための先端技術展開事業」委託事業実施要領、「食料生産地域再生のための先端技術展開事業」に係る委託事業評価実施要領及び平成 25 年度まで実施した食料生産地域再生のための先端技術展開事業公募要領を熟知のうえ、入札する。

(2) 本事業の実施に当たって、受託者自ら一元的に管理・運営するとともに、必要に応じて再委託も可能とする。なお、再委託の際に、委託事業の全部を一括して第三者に委託することは禁止する。また、再々委託は行わない。

(3) 再委託は、委託費の限度額に占める再委託金額の割合が、原則として 50 パーセント以内となるようにする。

(4) 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 18 年法律第 50 号) 第 42 条第 2 項に規定する特例民法法人（以下、「特例民法法人」という。）の場合は、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(平成 14 年 3 月 29 日閣議決定) に基づき、国から特例民法法人に交付された補助金・委託費等（以下「補助金等」という。）のうち、他の法人等の第三者に分配・交付するものを 50 パーセント未満にする必要がある。また、国から特例民法法人に交付された補助金等を年間収入の 3 分の 2 未満にする必要がある。

(5) 受託者は、業務の進行状況等を報告するほか、農林水産省担当者の求めに応じて報告を行い、適切な委託費の執行に努める。

(6) 事業の目的を達成するために、農林水産省担当者は、業務状況・進行状況に関して必要な指示を行えるものとし、受託者はこの指示に従う。

- (7) 受託者は、業務により知り得た個人情報及び研究データ等について、本事業以外の目的で使用し、又は第三者に漏洩してはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負う。また、業務で発生する全ての著作権を農林水産省に譲渡する。
- (8) 事業の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な業務等が生じたとき、又は業務の内容を変更する必要があるときは、農林水産省担当者と協議の上、対応する。

